

書陵部の歩み

書陵部は、昭和24年(1949)に宮内府が宮内庁に改組された際、図書寮の職務を引き継いで誕生しました。当時、図書寮は昭和21年に廃止された諸陵寮が担っていた陵墓管理の職務も受け継いでいました。このため、書陵部は図書寮と諸陵寮という2つの組織が担っていた役割を果たすこととなり、その名称も図書寮の「書」と諸陵寮の「陵」とを組み合わせたものとなりました。この両寮の名称は8世紀に成立した大宝令制下の官制に見ることができますが、現在に繋がる図書寮は明治17年(1884)に、諸陵寮は同19年にそれぞれ設置されたものです。

宮内省時代の図書寮は、当初、「御系譜並ニ帝室一切ノ記録ヲ編輯シ内外ノ書籍古器物書画ノ保存及ヒ美術ニ関スル事等ヲ掌ル所」とされ、また、一時期正倉院や博物館を所管したこともあり、皇室に伝わる文化の保存と調査研究に深く関わるようになります。明治22年皇室典範が制定されると、皇統譜及び皇族の誕生等に関する記録の尚蔵が職務に加えられました。その後、明治40年や大正10年(1921)などの職掌改訂を経て、図書寮は皇統譜や陵籍墓籍に関する事項のほか、皇室や公家などの諸家に代々保存されてきた膨大な歴史的な資料の保存及び公開、皇室典範・詔書・勅書・皇室令など重要文書の原本保存、天皇皇族の実録編

修、公文書類の編纂と保管などを職務とする機関となりました。一方、諸陵寮は陵墓の管理と調査等を職務としてきました。

昭和22年宮内省は廃止され、図書寮は新たに設置された宮内府の一部局となり、前年に廃止された諸陵寮の職務も受け継ぎました。また、皇室博物館が国立博物館として文部省へ移管となったため、図書寮は正倉院に関する事務のみをあわせて扱うことになりました。そして、冒頭に記したとおり、昭和24年に書陵部が設置されました。

書陵部は、図書課、編修課、陵墓課の三課体制で宮内省・宮内府時代の活動を継承しつつ、調査研究を通じて現代に引き継がれた歴史的な資料の保存や整理・公開、陵墓の管理と調査等を行うと共に、皇室の制度や文化の総合的な調査研究を行っています。そして、これらの成果を刊行物や機関誌、さらには外部機関との共催展などを通じて広く公開しています。

書陵部は、情報公開法の制定を受けて、歴史的資料等の特別な管理を行う機関として指定されました。現在は、公文書管理法の制定を受けて、歴史的・文化的資料、学術研究用資料の管理を行う図書寮文庫と、特定歴史公文書等の管理を行う宮内公文書館とがそれぞれ設置され、その役割を更に広げています。



昭和2年完成の旧図書寮庁舎



書陵部庁舎

図 書 課



竹取翁并かぐや姫絵巻物（図書寮文庫 所蔵）

図書課は、現在、主に皇室の方々の身分に関することを登録する皇統譜の管理、歴史的・文化的資料・学術研究用資料の保管・出納・復刻、歴史的な価値を有する公文書の管理に関する事務を行っています。

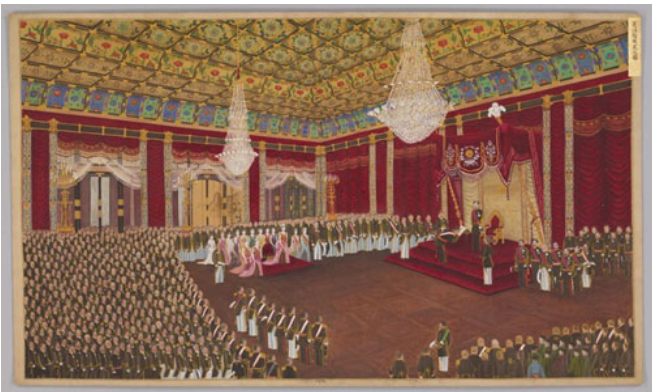
図書課は、図書寮書籍掛を引き継ぎ、明治22年(1889)に帝室の図書の保管を職務として誕生しました。その後、こうした皇室や公家などに伝えられてきた資料に加え、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成・取得した「特定歴史公文書等」の管理も職務の対象とするなど、資料や職務を広げながら調査研究・保存管理・公開を行っています。

このような将来に引き継ぐ貴重な資料の管理は、公文書管理法の制定を受けて設置された図書寮文庫と宮内公文書館が担い、資料の調査研究・公開、保存状態の確認等を行っています。

資料を保管する書庫では、文化財IPM(総合的有害生物管理)に基づく虫菌害対策を行い、良好な保存環境の維持に努めています。特に貴重な資料は、温湿度の変化や汚損などに対応するため、資料の形態に合わせた桐製本箱等に収納しています。また、修補が必要な資料は、専門の職員を配置し、昭和初期に中国から技術者を招聘して技術の向上を図るなど長年にわたって培われた技術によって、極力原装を生かす方法で修補を行っています。

こうした資料は、申出による閲覧や博物館等への貸出し、外部機関との共催展、さらには宮内庁ホームページでの資料紹介などを通じて広く一般に公開しているほか、貴重資料のコロタイプ複製事業や資料を活字化した

「図書寮叢刊」の刊行などの普及活動にも努めています。



憲法発布式図（宮内公文書館 所蔵）



虫 損 直 し

編 修 課

編修課は、明治3年(1870)に太政官に設置された御系図取調掛、その後身の図書寮御系譜掛の系譜を引き、明治41年、図書寮の一課として設置されたのが始まりです。当初の主な事業は御系譜編纂と天皇・皇族の実録編修で、大正3年(1914)には皇統譜掛と実録掛が課内に設けられました。大正9年、神武天皇から孝明天皇に至る歴代天皇並びに北朝五代天皇と、その後妃や皇親など三千余方の行実を編年史料体で記す『天皇皇族実録』の編修を始めますが、これは当時の図書頭森林太郎(鷗外)の意見が契機となったものです。さらに、大正天皇の崩御により昭和2年(1927)から『大正天皇実録』の編修を、同11年からその御製集の編纂も始め、それぞれ完成をみえています。こうした実録編修のほか、昭和13年からは当時宮中で行われていた恒例年中行事に関する調査を、また同15年からは日本各地の皇宮離宮に関する調査など、皇室に関する多様な調査を行ってきました。

現在、編修課には実録編修室と皇室制度調査室が置かれています。

実録編修室は、天皇・皇族の実録編修を行っています。平成26年(2014)に編修を終えた『昭和天皇実録』については公刊し、多くの方々にご利用いただいています。また、明治百年記念事業の一環として『明治天皇紀』を公刊した際には修訂も行いました。

皇室制度調査室は、大正9年に帝国学士院(日本学士院の前身)が始めた『皇室制度史』の編纂事業を引き継ぎ、昭和53年から『皇室制度史料』を刊行しています。これまでに「太上天皇編」「摂政編」「皇族編」「后妃編」「儀制編」と刊行を続けてきています。これらの史料集は、古代から現代までの皇室制度の研究に不可欠なものとして、ご利用いただいています。



『天皇皇族実録』



『昭和天皇実録』



『明治天皇紀』



『皇室制度史料』

陵墓課



仁徳天皇陵

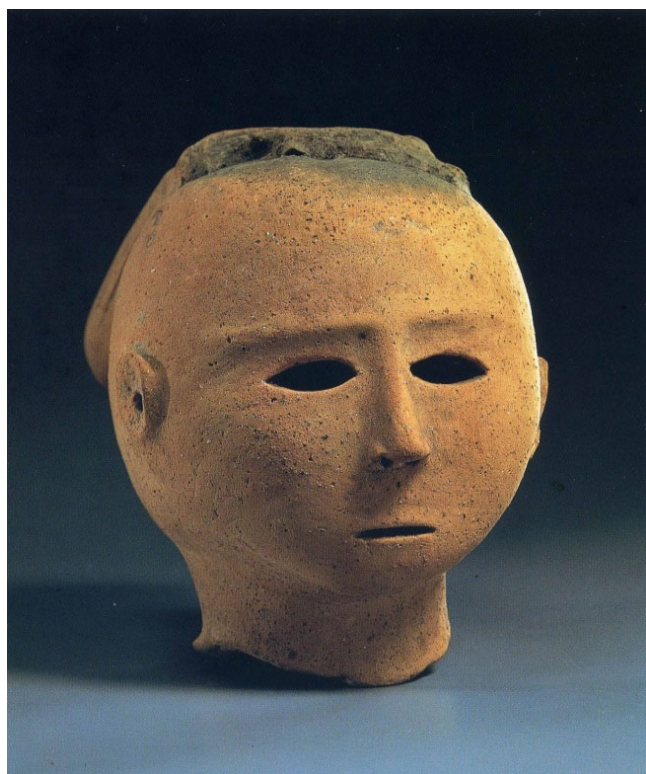
元治元年(1864)、陵墓管理のため古代の律令の制度にならない諸陵寮が再興されました。その後、いくつかの変遷がありましたが、明治19年(1886)に宮内省に諸陵寮が設置されました。以後、概ね終戦直後まで陵墓の管理・考証・治定に関する事務は、諸陵寮が担っていました。戦後、諸陵寮は廃止され、その事務は宮内府図書寮を経て、宮内庁書陵部監理課・編修課に引き継がれました。現在の陵墓課は、昭和34年(1959)12月に設置され、陵墓管理係と陵墓調査室が置かれています。

陵墓課の業務は大きく二つに分けられます。

一つは陵墓管理です。陵墓は総計899を数え、近畿地方を中心に、北は山形県から南は鹿児島県まで1都2府30県に所在しており、これらを5陵墓監区事務所(多摩・桃山・月輪・畝傍・古市)に分けて管轄しています。陵墓の形状も、前方後円墳など高塚式のものや堂塔式のものなど多岐にわたっています。管理に当たっては、皇室の祭祀・追慕尊崇の対象として、また国民に親しまれるとともに崇敬の場所として、静安と尊厳の保持に努めるとともに、あわせて、文化財的価値の保存にも努めています。

もう一つは、調査研究及び考証です。その基礎となるのが、所蔵する約221,000点の考古資料(出土品)です。その中には、奈良県大塚陵墓参考地出土の直弧文鏡や大阪府仁徳天皇陵出土の人物形埴輪女子頭部などの優品があります。

これらの資料は、申出による実見、撮影、貸出し及び写真提供などを行うほか、展覧会や出版物で随時紹介しています。また、陵墓に関わる調査結果は『書陵部紀要』において速やかに公表し、学界等に大きく貢献しています。



人物形埴輪 女子頭部

主な所蔵資料

書陵部の歴史的資料は、古代から現代に至る皇室関連資料が中心をなしており、一元的・系統的に管理され、その数は約71万点となります。これらは日本の伝統文化と深く関わりのある基礎的資料群としての性格を持っており、大別すると以下の3種に分けられます。

- (1) 皇室、皇族や公家等の伝世資料（御所本、伏見宮本、桂宮本、有栖川宮本、九条本、鷹司本、柳原本、壬生本等）。さらに、諸大名の伝世資料（山内本、紅葉山文庫本等）のほか、和漢洋の学者や日本の歴史・文化の形成に深く関わった人々の旧蔵資料（新井本、谷森本、古賀本、木戸本等）。
- (2) 明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が各部署で作成又は取得した公文書のうち歴史的価値を有する特定歴史公文書等。
- (3) 現在宮内庁が所管している陵墓等より出土した考古品（三角縁四神四獣鏡などの古鏡、埴輪等）。



書庫内

刊行物

書陵部では古代から現代にいたる皇室に関連した調査研究を行っています。こうした調査研究の成果は出版物として刊行する一方、貴重資料の原本複製としてコロタイプ刊行も行い、多くの方々の利用に供しています。

(主な刊行物)

『和漢図書分類目録』上・下・索引・増加一

『図書寮典籍解題』文学・続文学・歴史・続歴史・漢籍

『桂宮本叢書』第1巻～第23巻

『明治天皇紀』第1巻～第12巻・索引

『昭和天皇実録』第1巻～第18巻、人名索引・年譜

『山陵の遺寶』

『図書寮叢刊』（九条家文書 壬生家文書 玉葉ほか 刊行中）

『皇室制度史料』（太上天皇編 摂政編 皇族編 后妃編 儀制編 刊行中）

コロタイプ複製（『花園院宸記』第1巻～第35巻、『伏見院宸記』第1巻～ 刊行中）

『書陵部紀要所収陵墓関係論文集』（第1集～ 刊行中）

(逐次刊行物)

『書陵部紀要』（年1回）

利用案内

《図書寮文庫》

図書寮文庫は、皇室や公家などに伝えられてきたものを中心とする古典籍等を所蔵しています。

当文庫所蔵の古典籍等の閲覧・複写利用を希望される場合のお問い合わせは、下記へお願いします。

記

【閲覧申請書送付先・照会先】

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1
宮内庁書陵部図書課図書寮文庫
出納係
電話 03-3213-1111（代表）
図書寮文庫出納係（内線3440）

【閲覧手続】

閲覧希望日の10日前までに届くように、住所・氏名・電話番号・閲覧希望日・資料名の各事項を記入した閲覧申請を図書寮文庫あてに書面又は「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」の閲覧申請書入力フォームから申請し、閲覧許可を受けてください。

詳しくは、宮内庁ホームページ「皇室に伝わる文化：書陵部について→図書寮文庫について」又は「宮内庁：各種申請手続→図書寮文庫」をご覧ください。

<https://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/toshoryo.html>

【閲覧時間】

9時15分から16時30分まで（ただし、12時から13時及び16時から16時30分の時間帯は、資料の出納は行いません。）

【閲覧休止日】

土曜日、日曜日及び祝日法による休日
毎月第2・第4金曜日
12月20日から1月10日まで
その他法令により休日に定められた日
行事等により、閲覧業務に支障のある日
（原則として2週間前までに公表します。）

【出入門】

北桔橋門（きたはねばしもん）
車での来庁はご遠慮願います。
（障害のある方などはお問い合わせください。）

【閲覧の場所】

宮内庁書陵部庁舎1階 図書寮文庫閲覧室

【複写】

複写を希望される場合は、宮内庁ホームページをご覧くださいか、上記照会先へお問い合わせください。

【利用資格】

特に問いません。



図書寮文庫閲覧室

利用案内

《宮内公文書館》

宮内公文書館は、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成又は取得し、当館に移管された特定歴史公文書等を所蔵しています。

当館所蔵の特定歴史公文書等の利用を希望される場合のお問い合わせは、下記へお願いします。

記

【利用請求書送付先】

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1
宮内庁書陵部図書課
宮内公文書館

【照会先】

電話 03-3213-1111（代表）
03-3213-7522（直通）
（9時15分から17時まで）
宮内公文書館
（内線3798・3435・3793）

メール
kunai_kobunshokan@kunaicho.go.jp

【利用手続】

利用請求書に氏名・住所・電話番号等・簿冊名等の各事項を記入し、閲覧室の受付へ提出、若しくは上記送付先である宮内公文書館あて郵送し、利用決定を受けてください。メールでの利用申請を希望される方は、事前にお問い合わせください。

なお、目録の利用制限の区分が「全部利用」又は「一部利用」とされているものは、簡便な方法による利用として、上記利用請求の手続によらず、特定歴史公文書等簡易閲覧申込書を受付に提出していただくことで、閲覧ができます。

詳しくは、宮内庁ホームページ「皇室に伝わる文化：書陵部について→宮内公文書館について」又は「宮内庁：各種申請手続→宮内公文書館」をご覧ください。

<https://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/kobunshokan.html>

【閲覧時間】

9時15分から17時まで（ただし、12時から13時の間は特定歴史公文書等の出架受付は行わず、最終の入室及び出架受付は16時30分まで）

【閲覧休止日】

土曜日、日曜日及び祝日法による休日
年末年始（12月28日から1月4日まで）
その他法令により休日に定められた日
行事等により利用業務に支障のある日
（原則として2週間前までに公表します。）

【出入門】

北桔橋門（きはねばしもん）
車での来庁はご遠慮願います。
（障害のある方などはお問い合わせください。）

【閲覧の場所】

宮内庁書陵部庁舎地階 宮内公文書館閲覧室

【撮影】

閲覧時にご自分のカメラで特定歴史公文書等を撮影することができます。
（フラッシュ、三脚等の使用はご遠慮ください。撮影台（コピースタンド）の用意があります。）

【利用資格】

特に問いません。

《書陵部所蔵資料目録・画像公開システム》

書陵部所蔵資料目録・画像公開システムは、次の目録及び画像をインターネット上に公開しています。

- ・ 図書寮文庫が所蔵する古典籍・古文書類
- ・ 宮内公文書館が所蔵する特定歴史公文書等
- ・ 陵墓課が所蔵する考古品

<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/>

なお、陵墓課が所蔵する考古品に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

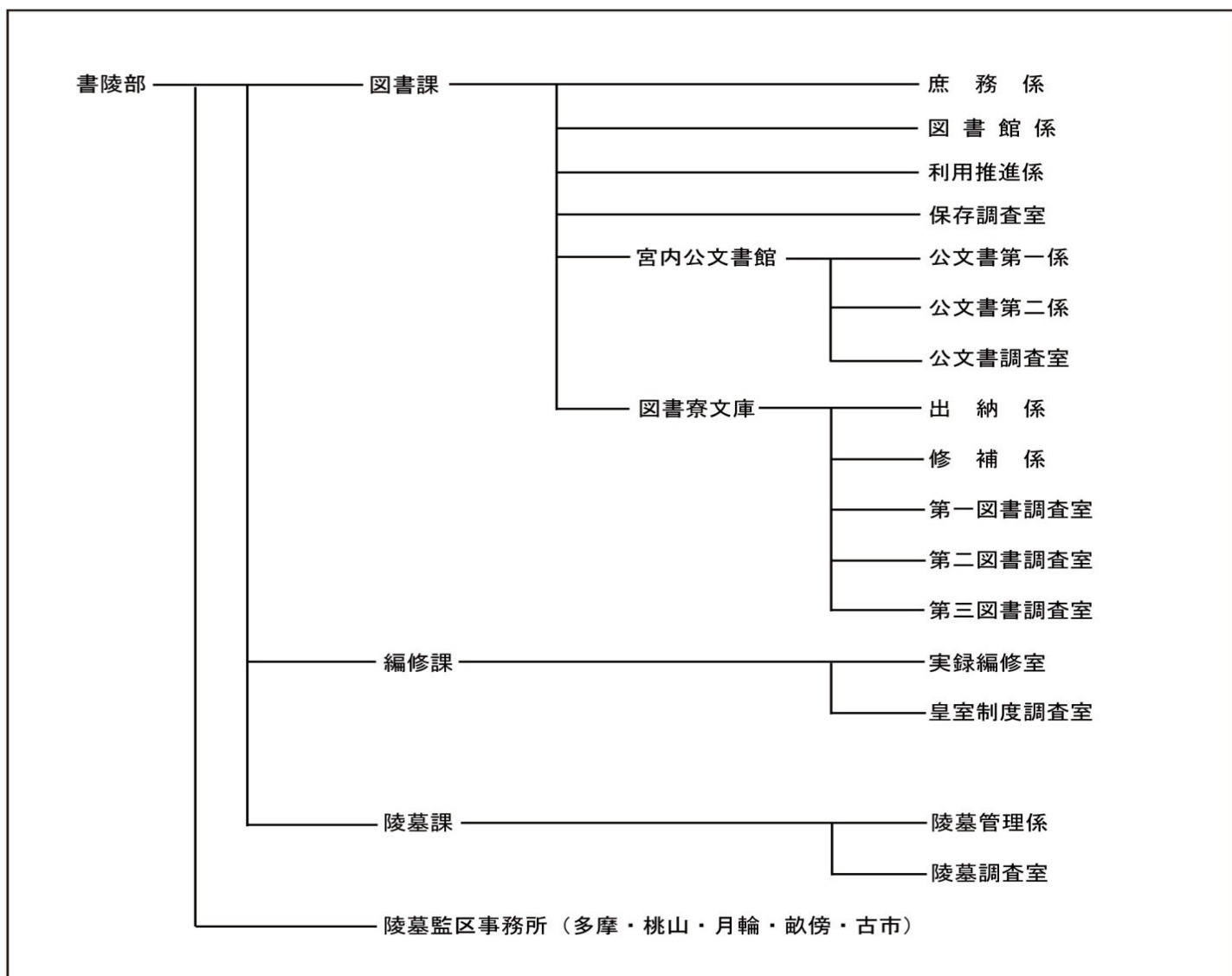
【照会先】

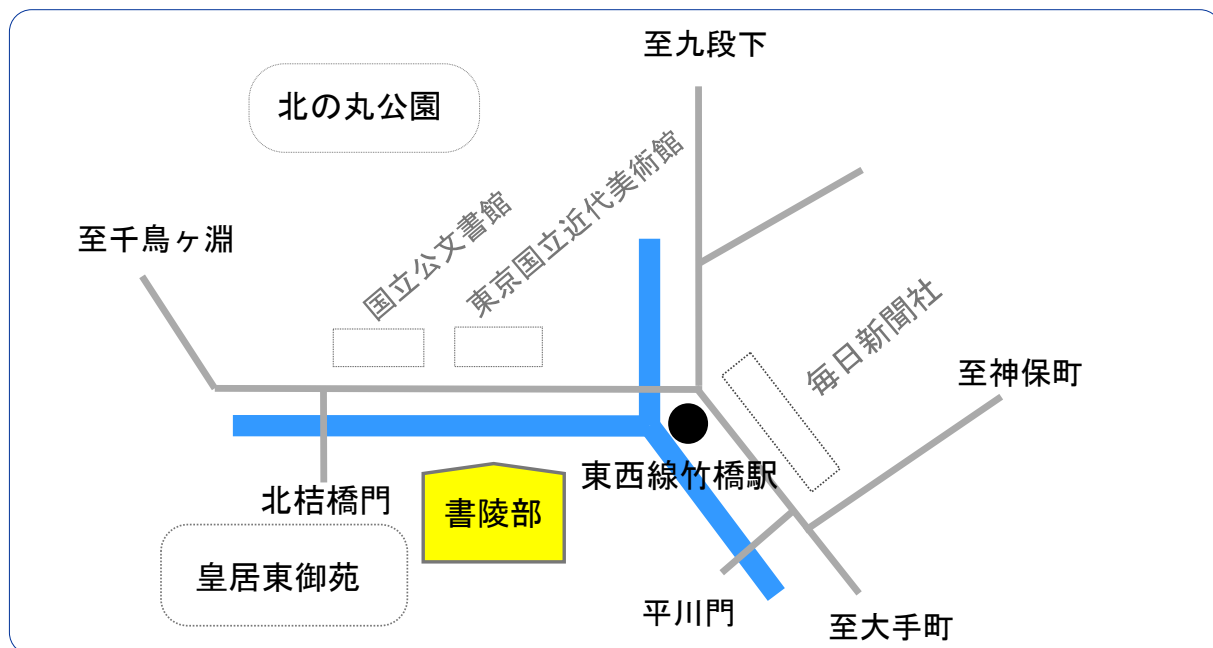
〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁書陵部陵墓課陵墓調査室

電話 03-3213-1111（代表）（内線3464・3465）

書陵部の組織図





書陵部へのアクセス

- 東京メトロ東西線竹橋駅下車〔1a出口〕北桔橋門経由で徒歩約8分
 - 東京メトロ東西線竹橋駅下車〔1a出口〕平川門経由で徒歩約8分
 - 東京メトロ千代田線大手町駅下車〔c13b出口〕大手門経由で徒歩15分
- (注意) ・資料閲覧の場合は北桔橋門(きたはねばしもん)をご利用ください。
・資料閲覧者用の駐車場はありません。

住所

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1
電話:03-3213-1111 (代表)

令和7年5月
宮内庁書陵部
※無断転載・複写はお断りします